

指定管理者制度に係る更新制について

1. 更新制の定義

当初公募により選定した指定管理者が一定の条件を満たした場合に、当該指定期間満了後、引き続き非公募により当該指定管理者を指定管理者の候補者とする。

2. 目的

更新制を導入することにより、指定管理者のモチベーションの維持・向上、又雇用の安定化を促し、もって指定管理業務におけるサービス水準の向上を図る。

3. 更新の制限

更新できるのは、1回のみとします。(上限10年)

4. 更新の条件

更新には、以下の条件を全て満たす必要があります。

- ①当該指定管理者の管理運営の状況が優良であること
- ②当該施設に対する市の政策（施設の位置づけ）に変更がないこと
- ③次期施設運営の条件等について、市と指定管理者の双方が合意していること

5. 更新の場合の指定管理料

業務の内容、施設の状況及び経済状況などを勘案し、市と指定管理者の双方合意のもと設定します。

6. 更新の手続き

4. 更新の条件に掲げる全ての事項を満たしている場合、次期指定管理者の候補者として、非公募により引き続き当該指定管理者を選定できるものとします。なお、更新制において指定管理者の候補者となった後は、申請書等の提出、選定委員会による審議、及び市議会の議決等、非公募による選定手順と同様の手続きが必要となります。

7. 公募による手続への移行

4. 更新の条件に掲げる事項を1つでも満たしていない場合、又指定管理者の指定について、市議会の議決が得られなかった場合は、次期指定管理者について、公募による選定を行います。

8. 更新制のスケジュール（概要）

(1) 指定期間満了の概ね20ヶ月前

当該指定管理者の管理運営の状況が優良であるか、過去のモニタリング結果等を基に、選定委員会において評価を行い決定します。

※4. 更新の条件①の条件を満たすことを確認

(2) 指定期間満了の概ね17ヶ月前

次期条件等について、市と指定管理者で協議

※4. 更新の条件②③の条件を満たすことを確認

- (3) 指定期間満了の概ね14ヶ月前
次期指定管理に係る申請書等の提出
- (4) 指定期間満了の概ね13ヶ月前
選定委員会にて審査
- (5) 指定期間満了の概ね12ヶ月前
市議会での議決（債務負担行為の設定を含む）
- (6) 市議会での議決後
協定書の締結